

京都市告示第249号

屋外広告物法第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等について、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の3及び京都市屋外広告物等に関する条例施行規則第44条の規定により、当該屋外広告物等を返還する日、時間その他の事項を次のとおり告示します。

平成23年9月20日

京都市長 門川 大作

1 返還する日及び時間

平成23年9月30日 午後2時00分から午後3時00分まで

2 返還の場所

京都市伏見区竹田中川原町42番地

京都市都市計画局都市景観部市街地景観課 竹田一時保管場所

3 返還の対象となる屋外広告物等

- (1) 平成23年3月22日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」
において公告した屋外広告物等
- (2) 平成23年4月20日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」
において公告した屋外広告物等
- (3) 平成23年5月26日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」
において公告した屋外広告物等
- (4) 平成23年6月22日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」
において公告した屋外広告物等
- (5) 平成23年7月22日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」
において公告した屋外広告物等
- (6) 平成23年8月23日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」
において公告した屋外広告物等

(都市計画局都市景観部市街地景観課)